

中部地方整備局コンプライアンス推進本部規則

(趣旨)

第1条 「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成25年3月14日)を踏まえ、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化(以下「コンプライアンス等の強化」という。)を図るため、中部地方整備局にコンプライアンス推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この規則において「コンプライアンス」とは、中部地方整備局の職員として必要な法令の遵守及び綱紀の保持に関する事項として、次に掲げるものをいう。

- 一 中部地方整備局における発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持(以下「発注者綱紀保持」という。)
 - 二 前号に掲げるもののほか、公正性及び倫理性に係る社会的責任に関する国民目線からの要請に適合するために必要な事項
- 2 この規則において「コンプライアンス推進責任者」とは、事務所、センター及び管理所におけるコンプライアンス等の強化を図る責任者である事務所長、センター長及び管理所長をいう。

(所掌事務等)

第3条 推進本部は次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中部地方整備局におけるコンプライアンス等の強化を図るための各年度ごとの推進計画(以下「推進計画」という。)の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 推進計画の評価及び変更に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、推進計画の実効性を確保するために必要な事項に関すること。
- 2 推進本部は、前項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項について、不断の見直しを行うものとする。
- 一 発注者綱紀保持規程に関すること
 - 二 発注者綱紀保持マニュアルに関すること
 - 三 発注担当職員による的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関すること
 - 四 発注者綱紀保持規程に反する事例の調査分析に関すること
 - 五 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知方策に関すること
 - 六 その他発注者綱紀保持のために必要な事項
- 3 推進本部は、当該年度の前年度末までに、当該年度の推進計画を作成するものとする。
- 4 推進本部は推進計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するものとする。

(組織)

第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、中部地方整備局長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を統括する。
- 4 副本部長は、中部地方整備局副局長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理し、本部長が欠けたときはその職務を行う。
- 6 本部員は、中部地方整備局の部長及び統括防災官をもって充てる。

7 主任監査官は、推進本部に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。

（第三者からの意見聴取）

第5条 推進本部は、第3条第1項及び第2項に規定する事務を行おうとするときは、必要に応じ、コンプライアンスに係る専門的な知見に関する学識経験のある第三者から、意見を聴くものとする。

（本部長による指示等）

第6条 本部長は、中部地方整備局の部長及びコンプライアンス推進責任者（以下「部長等」という。）に対して、推進計画に基づく取組の実施を指示するものとする。

2 部長等は、毎年度5月31日までに、前項の指示に基づく前年度の取組の実施状況について、本部長に報告するものとする。

3 本部長は、前項の報告に基づき、実施状況を評価し、その結果を毎年度7月31日までに、コンプライアンス報告書として取りまとめ、公表するものとする。

4 本部長は、前項の評価結果に基づき、部長等に対して改善を指示するものとする。

（推進本部会議）

第7条 定例会議は、本部長が召集し、原則として毎月開催するものとする。

2 随時会議は、必要に応じ本部長が招集する。

3 本部長は、必要に応じコンプライアンス推進責任者の参画を求めることができる。

4 第一項及び第二項の会議は、非公開とする。

（庶務）

第8条 推進本部の庶務は、港政調整官の協力を得て、適正業務管理官において処理する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年11月16日から施行する。

(中部地方整備局発注者綱紀保持委員会規則の廃止)

第2条 中部地方整備局発注者綱紀保持委員会規則（平成18年3月3日国部整総第148号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月26日 国部整適業第15号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成26年3月26日 国部整適業第24号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日 国部整総第35号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日 国部整適業第3号）

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。